

## 令和7年度 第2回近江八幡市こども・子育て会議 要録

- 日 時 令和7年10月28日(火) 14時00分～16時00分
- 会 場 岡山コミュニティセンター 多目的ホール
- 出席委員 中川千恵美委員(会長)、久木康行委員(副会長)、榎本祐子委員  
原未来委員、浅井雅委員、中嶋亜希子委員、松本共子委員、重野弘樹委員、  
秋村加代子委員、伊崎葉子委員、井上和美委員、森茂次委員、山本清八郎  
委員、朽木弘寿委員、柳生強委員、大更秀尚委員、東山孝三郎委員、西村  
静恵委員
- 傍聴者 0名

### ○議題

- (1) (仮称) 近江八幡市こども計画の計画期間について
- (2) (仮称) 近江八幡市こども計画の基本理念について
- (3) (仮称) 近江八幡市こども計画の基本目標および事業について
- (4) (仮称) 近江八幡市こども計画策定にかかる子ども・若者への意見聴取について

### 1. 開会

会長挨拶

### 2. 議事

- (1) (仮称) 近江八幡市こども計画の計画期間について

事務局：資料1について説明

委 員：こども計画の「こども」が39歳以下のこども・若者を指していることは、どれくらいの方が認識しているものなのか。一般的には浸透していないように思うが、市役所の職員は認識できていることなのか。

事務局：こども施策を担当している所属の職員については、一定の理解はあるが、全庁的には浸透していないと考える。

委 員：青少年育成市民会議では、対象となる「青少年」を18歳未満の高校生以下を主体に考えている。18歳未満の者と18歳以上の若者では、対応すべきことも大きく異なってくる。計画名称は計画内容の実態にあったものがよいのではないか。

委 員：現行の「子ども・若者計画」は、令和8年度には「こども計画」に統合されるとい

う認識でよいか。「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」が統合されることによって、令和8年度以降、両計画とも廃止されるのであれば、「こども計画」を「こども・若者計画」としても、名称による「子ども・若者計画」との混同はなくなるのではないか。

生涯学習課：令和8年度に「こども計画」が策定されれば、現行の「子ども・若者計画」の事業の進捗管理は「こども計画」で行うことになる。

委員：そうであるならば、「こども・若者」と若者を明確に位置付けた計画にする方がよいのではないか。計画名称に若者が入らないことによる当事者や関係者への周知の難しさなどの弊害がなくなる。

委員：若者が何歳なのかの認識も、人によって様々であると考え。私の認識では、この計画は、こども、若者、子育てしている人を対象としてイメージしているので、計画名称に「子育て世代」を入れるのはどうか。具体的には「こども・若者・子育て世代支援計画」など。そうすることで、当事者へ届きやすくなるのではないかと考える。

委員：こども計画の対象になぜ若者が入ってくるのか、目的などを共有することが大事だと考える。なぜ若者が入るのか教えていただきたい。

事務局：市町村においては、こども基本法に基づき、市町村こども計画を定めるよう努めるとなっている。こころとからだの成長段階にある人を「こども」と定義し、必要なサポートが年齢によって途切れず、それぞれの状況に応じたサポートができ、暮らしを支えていけるようにすることがこども計画を策定する意義であり、計画の対象に若者が入っている理由である。

会長：児童福祉法では「児童」を原則18歳未満として位置づけされているが、こども基本法では「こども」の定義に年齢制限をなくしている。また、こども大綱において、従来の「子供の貧困対策に関する大綱」、「少子化社会対策大綱」及び「子供・若者育成支援推進大綱」の3つの大綱を1つに統合している。こども基本法やこども大綱において、心身の発達過程にあるものをこどもとして、年齢定義を外して、18歳未満など区切りをなくしたのは、ある意味画期的であると考え。

委員：なぜ39歳以下が「こども」と称されるのか、一般市民から疑問の声がどこかから出てくるのではないかと感じる。そのことについては、どこかで触れておく必要があるのではないか。

委員：刑法では未成年と成人で区切りがある。どこかで区切りを明確にさせた方がよい。

会長：計画名称について、計画の対象者を括弧づけで位置づけるなど、本日の意見を基に

考えていきたい。また、こども計画の対象が39歳以下であることをどのように明記するかは、当事者へ情報を伝わりやすくするために、今後検討の余地があるように思われる。

## (2) (仮称) 近江八幡市こども計画の基本理念について

事務局：資料2について説明

会 長：基本理念について、意見や提案などはあるか。

委 員：こどもが主体であることがわかるように、「ともに”つくろう」と「ともに」を追加するのがよいと思う。こどもが権利の主体として認められ、こども・若者と大人がともにまちをつくっていくということが理念で明確に示せるのではないか。

事務局：理念が具体化したと感ずるので「ともに」を入れる方向で考えたい。

委 員：計画名称が「こども」の場合、基本理念もひらがなこどもで統一した方が混乱しにくいのではないか。すべてひらがなこどもにし、ひらがなこどもの定義をどこかで明確にし、統一するのが良いと思う。

副会長：大事にしたいのは、計画名称か伝えたい方なのか。ひらがなこどもにこだわる必要はないのではないか。

委 員：こども家庭庁は「特別な理由がないかぎりひらがなこどもとするように」としている。

委 員：「こども・若者」と併記するのが一番わかりやすいのではないか。「こども・若者」と併記している市町もある。

委 員：子ども・子育て支援事業計画の基本理念はひらがなこどもとなっている。この計画の策定時はなぜひらがなにしたのか。

事務局：子ども・子育て支援事業計画では18歳までを計画の対象としている。計画の策定時に、こども基本法が施行されたことも勘案し、計画での表記は原則「こども」としている。

## (3) (仮称) 近江八幡市こども計画の基本目標および事業について

事務局：資料3・4について説明

委 員：基本目標2と基本目標3の施策の振り分け基準を教えてください。二つの目標は重なり合っているとは思いますが、基本目標2の施策(8)「多様な保育ニーズへの対応」は、基本目標3の方が近いように感じる。また基本目標3の(3)「良好な居住環境の確保」で示されている具体的な主要事業をこども主体で考えると、こどもの成長発達の為に多様な機会があるという点から基本目標2が近いように感じたことから確認させてもらいたい。今回のこども計画において、こども・若者が主体であるということが非常に重要だとすると、

子育て支援という視点だけでなく、子ども自身が遊びや体験など様々な活動から育っていくことを保障する、そういう権利を持つ主体であることを認めることが重要であると思う。基本目標3の(3)「良好な居住環境の確保」については、「子どもの多様な遊びや学びの機会を保障する」という視点で施策としてあげたらよいのでは思う。

事務局：基本目標2では、教育や保育の環境整備が必要であり、保育の質の向上、各機関の連携強化に努めることなどを具体的な目標としている。基本目標3では、地域社会全体で子育て世帯を支え、すべての家庭が仕事と子育てを両立できるように環境整備することを具体的な目標としている。今回、案としてお示しした基本目標については、子ども・子育て支援事業計画を基にしており、子どもが主体であるという考え方については、一部不足している点がある可能性もある。

委員：基本目標3の施策(3)「公園等の整備」や施策(6)居場所づくりについて、基本目標3に入っているのはわかるが、基本目標の示し方が親目線であるため、子ども視点になる方がよいのではないか。子ども・若者の権利について、特に子どもの意見表明権などを位置付けていただけるとよいのではないか。子どもが権利主体であることが明確に見える計画になるとよいと思う。

会長：子どもの権利について、基本目標の6つのいずれかに入れるのか、別に7つ目に新たに基本目標をつくるのか。

委員：子ども・若者を権利主体として全面に打ち出すのであれば、1つ目標を増やしてもよいと思う。いずれにせよ、基本目標を子ども・若者自身が見た時に、自分たちを支えてくれるように見えないのが勿体ないと思う。子ども・若者自身が自分たちのやることを何か後押ししてくれると感じる見せ方ができるとよいと思う。

事務局：基本目標は子ども・子育て支援事業計画をベースにしているため、支援という表現になっているところがある。頂いた意見を基に今後検討していきたい。

委員：基本目標4について、多胎児家庭に寄り添った施策を入れていただけないか。育児の不安などを感じている多胎児家庭がつながるような取り組みがあるといいと思う。

健康推進課：多胎児家庭同士が繋がるような取り組みは市では実施していない。多胎児家庭育児支援事業としては、家事や育児の支援としてヘルパーを派遣する事業を実施している。また多胎児家庭に特化した取り組みではないが、保健センターでは妊娠期からの面談や、出産に向けての準備の支援、出産後の訪問など継続した支援を実施している。また産後ケア事業ではショートステイ、デイサービス、助産師の訪問などを実施している。

会長：先ほどの基本目標2の施策(8)「多様な保育ニーズへの対応」の振り分けについて、個人的には基本目標2のままでよいかと思う。地域の教育、保育に通じるというセクションという位置づけでよいのではないか。基本目標3については、子育てから子育てという考え方で地域からの色々なサポートを受けながら、子ども・若者がどのように成長をしていく

かという視点を考えていきたい。

委員：基本理念が「まちをつくろう」であるのに対し、基本目標4から基本目標6は「支援する」、「守る」、「確立する」という語尾になっていることに違和感を覚える。基本理念がまちづくりであることを意識し、「こんなまちをつくろう」といった観点から基本目標を整理した方が統一感はあると思う。

委員：「共働き世帯や働き方の多様化に伴い」と示されているが、自分の周りには園所に入らず、働かずに家でこどもをみている保護者も多くいる。孤立しやすい方々も、基本目標2施策(8)の多様の中に含めて入れた方が、計画がすべてのこどもたちを対象にしていることがより明確になると良いと思う。

会長：基本目標2施策(8)については、保育ニーズが多様であることに紐づく事業であるが、そこに孤立の解消に関連した事業を追加してはどうかとの意見である。孤立の支援については、乳幼児時期のこども、親のみでなく、若者も含め、どの年代にも通じる重要な視点である。

委員：基本目標6の(2)「就労支援・起業支援の推進」の主要な事業で記載のある「②障がい者の就労支援」について、障がい者への理解が進まないことで、障がい者の方の受け入れが進まず、就労する場所が限定的な現状がある。就労移行支援や就労継続支援の利用者数を増やしたばかりでは、この問題の解決にはならない。まずは障がい者理解が必要であり、障がい者理解の促進に向けては、具体的に計画や事業に入れるべきではないかと考える。

委員：基本目標3の(7)「非行防止活動等の推進」について、あすくるHARは「青少年立ち直り支援センター」であるため、施策名に立ち直り支援を追加し、「非行防止活動及び立ち直り支援の推進」等にしていただきたい。

生涯学習課：いただいたご意見を反映していきたい。

会長：基本目標6の(3)「社会参加、参画機会の充実」の①「子ども・若者育成支援プロデュース業務委託事業」とは具体的にはどのような内容か。

生涯学習課：子ども・若者育成支援プロデュース業務委託について、近江八幡駅の南側に育成支援の拠点の整備を進めている。拠点では関係機関の集約を行う他、こどもの興味関心のある体験活動(音楽や料理)を実施し支援していく。興味のある身近な体験からこどもの好きなことを伸ばし、発展していくことを目的としている。

会長：参加者の年齢層はどのくらいか。

生涯学習課：料理教室を実施した時は大学生年代が参加した。今後も子ども・若者年代の方を対象に事業を実施していきたい。

委員：社会福祉協議会では、地域の福祉課題解決に向けた計画づくりを各学区で行っているが、こどもや若者の地域活動の参加について、どのように取り組んでいくか、課題として上がっている。こども計画の中でも、人材育成の観点など、こどもが地域に貢献できたり、その中で成長できるようなものが目標としてあがると良いと思う。

会長：「まちをつくろう」という理念から目標へのつながり、「こどもの意見表明権」、「こどもが主体である」という点などにご意見を頂いた。意見を基に、計画に具体的に計画に明記していけるように事務局や庁内で精査していただきたい。

(4) (仮称) 近江八幡市こども計画策定にかかる子ども・若者への意見聴取について  
事務局：資料5について説明

会長：当事者からどのような意見が出てくるのか、意見聴取結果の報告をまた次回期待している。当事者の意見を聴くことは様々な自治体で実施されており、こども会議のような形態で委員を公募し、こどもの意見を聴いている自治体もある。当事者のこどもの意見については、聴いているようで、どうしても大人目線で考えがちであるので、意見聴取の取り組みは大切である。

### 3. 閉会

副会長：会議では、こどもの表記が39歳以下を示しているということについて議論があったが、言葉が浸透し、皆が必要な支援を受けられるようにつながっていくことを願う。意見聴取については、大きな市の規模であっても、こども主体でこどもの意見を聴いて何か実現できるといいなあと思う。こども自身が、自分のことを聴いてもらえて、何かを実現しようとしてくれていると感じると、こどもにとっても世界は広がり、大人になっても助けてもらえるという安心感に繋がるのではないかと考える。(仮称) こども計画について、未来に繋がるように、会議で意見を出し合い、作りあげていきたいと思う。